

大阪国際空港エコエアポート協議会規約

(名 称)

第 1 条 本協議会は、大阪国際空港エコエアポート協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、空港本体における環境負荷の低減並びに空港周辺の土地活用による面的整備及び空港と地域の交流・活性化を推進することにより、「空港及びその周辺における、環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港（以下、「エコエアポート」という。）」を実現することを目的とする。

(事 務)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討し、協議する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 周辺環境計画の策定
- (3) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の実施
- (4) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (5) エコエアポートを推進するに当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第 4 条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2. 会長は大阪国際空港長をもって充てる。
3. 委員は、第 2 条の目的に賛同した別紙関係機関等から選任された者とする。
4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることが出来る。

(役員職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2. 委員は、会長の下、協議会を構成し第 6 条第 2 項に掲げる事項を審議する。

(協議会)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主宰する。

2. 協議会は、第 3 条に定めるものの他、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 協議会の運営に関する事
 - (3) その他重要事項に関する事
3. 協議会の議決は多数決による。
4. 会長は、必要があると認めた場合、委員以外の者を協議会に参加させることができる。

(部会の設置)

第 7 条 協議会の事務を円滑に推進するため次の部会を置く。

(1) 空港環境部会

(2) 周辺環境部会

2. 空港環境部会においては、第3条(1)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6)における空港環境計画に係る事項について検討、協議する。

3. 周辺環境部会においては、第3条(2)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6)における周辺環境計画に係る事項について検討、協議する。

4. 部会は、必要に応じて、W/Gを置くことができる。

5. 各部会に関して必要な事項は、各部会において別に定める。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、事務局を大阪空港事務所総務部総務課に置く。

2. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成16年3月4日から施行する。

この規約は、平成19年3月27日から施行する。

(別紙)

関係機関等

大阪航空局大阪空港事務所
大阪国際空港ターミナル株式会社
株式会社日本航空インターナショナル大阪空港支店
全日本空輸株式会社大阪空港支店
財団法人空港環境整備協会大阪事務所
空港環境部会部会長
〃 代表委員
周辺環境部会部会長
〃 代表委員